

# 総務常任委員会

令和3年5月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹	○小城 世督	大森恒太郎
井上 卓也	横田 敏文	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
政策財政課長	福居 哲也	同 参 事	岡村 智生
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	三原 進也
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大野 彰彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小城委員、大森委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。小城副委員長ともどもよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、新規採用職員の紹介を総務部長からお願いします。  
面巻総務部長。

（ 新規採用職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

新規採用職員の方は、退室していただいて結構です。お疲れさまでした。  
暫時休憩します。

（ 午前9時02分 休憩 ）

（ 午前9時02分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、小城委員、大森委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

それでは、1. 継続審査 (1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの展示会についてであります。明日の5月22日から6月27日までを会期として開催いたします春季企画展「知られざる斑鳩の古墳 ー斑鳩の古墳展②ー」は、昨年度の春季の展示会として企画したものでありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からやむなく中止とした展示会であります。

斑鳩町には、藤ノ木古墳や竜田御坊山古墳群など有名な古墳がありますが、その一方で、これらの古墳以外に、大規模な開発工事や道路工事等によって、既に消滅してしまった古墳群や、発掘調査によって周濠が見つかったり、埴輪がまとまって出土するなどして墳丘が削られてしまっていてわからなくなっていた古墳が新たに発見されることがあります。

そこで、今回の展示会では、町内の身近にあって、あまり知られていない古墳を紹介して、町民のみなさまをはじめ、広くその存在や内容を知ってもらうことを目的とした展示となっています。なお、今回の展示品には、古墳にともなう須恵器などの土器や埴輪のほか、令和元年3月に奈良大学との共同調査において実施しました甲塚の出土の銅鏡を初めて公開いたします。

次に、この春季企画展の関連行事としまして、6月12日の午後1時30分より、中央公民館大ホールにおいて、奈良大学教授の豊島直博氏による「知られざる斑鳩の古墳ー甲塚古墳の発掘調査成果を中心にー」と題しました歴史講演会の開催を計画しており、講演会への参加者100名を、5月17日より先着順で募集を行っております。

なお、これらの展示会および講演会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上での開催とし、今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 春季の展示会と講演会とやっていただくのはいいと思うんですけど、コロナ対策を講じて先着100名ということで、開催されるのは、それはそれでいいと思うんですけども、あと、オンラインのほうですね、以前にも情報発信をという話がありましたけど、入場は制限する一方で、今後いろいろ発掘したものの画像の情報発信ですとか、例えばこうした講演会なんかもオンラインでリアルタイムで視聴とかしていただけるような体制というのはつくっていけないのかなというふうに思うんですけども、その辺は何か考えてはるんですかね。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 現在のところ町全体の中でそういったこともまだ検討しておりませんので、例えばZOOMを使ったような、そういった紹介といったこと、まだ想定しておりませんが、例えば観光協会で開催されて、講演会をしたようなものにつきましては、YouTube等で公開していただいているようなところがございます。今回につきましては、そのようなことをちょっと想定しておりませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

木澤委員 今、いろいろな分野でタブレットを導入して、直接面談とか面会しなくても対話ができたりとか、いろいろ町の支援をできるような体制というのは整えていってもらっていると思うんですけど、情報発信の分野でも、そうしたオンライン、リアルタイムじゃなくて編集してYouTubeでというのもありやと思いますけど、そうした情報発信していくことは町にとってもプラスになると思いますので、必ず来てもらわなくても興味持って、関心持って参加していただけるような形というのも検討していただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

す。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和2年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。

福田税務課長。

税務課長

おはようございます。

それでは、各課報告事項(1) 令和2年度町税不納欠損処分について、ご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。本報告は、地方税法の規定に基づいて、令和2年度の町税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものであります。

(1) 事由別内訳表であります。はじめに、地方税法第15条の7第4項によるものです。この表の下の欄外に記載しておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものです。この事由により不納欠損処分を行ったものは、15人で、148万9,859円となっております。次に、地方税法第15条の7第5項によるものであります。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは11人で、136万4,531円となっております。

次に、地方税法第18条第1項によるものであります。こちらは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するものであります。この事由により不納欠損処分を行ったものは、14人で、120万7,722円となっております。なお、本事由による不納欠損については、すべて地方税法第15条の7第1項による滞納処分の執行停止を行っておりましたが、停止期間の3年を経過するより前に時効が到来したものであります。これら、町税の不納欠損処分の税目別合計は、個人町民税が22人で、126万7,368円、法人町民税が1社で、2万800円、固定資産税・都市計画税が13人で、固定資産税が208万741円、都市計画税が23万459円、軽自動車税が7人、46万2,744円で、全体では40人、406万2,112円となっております。

2ページをお願いいたします。(2) 年度別内訳表でございます。令和2年度不納欠損処分について、税目別、年度別の件数と税額を整理したものです。

続きまして3ページをお願いいたします。(3) 不納欠損処分の推移でございます。

税目別、事由別に、それぞれ平成27年度からの不納欠損処分の推移を整理したものでございます。令和2年度では、令和元年度と比較して、実人数で4人の減、税額では257万6,642円の増となっております。処分額の増につきましては、個々の滞納額にもよることから、結果として増加したものです。

以上、令和2年度町税不納欠損処分についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 3ページのところです、令和2年度で法人町民税で1件発生していますが、わかる範囲で構いませんので、状況をちょっと教えてほしいのと、あと傾向がわかれば教えていただけますか。

税務課長 まず、法人町民税につきましては、法人の破産によるものでございます。また、傾向につきましては、本年度で、主に増加している理由と申しますのが、基本的には個々の滞納者の滞納額によるものでございまして、基本的には滞納額によって変わってくるものでございます。それで全体の傾向といたしましては、特に固定資産税のところもございすけども、滞納者がお亡くなりになり、また相続税とか、相続される方が放棄され、また財産がないようなケースが多い状況となっているところでございます。以上でございます。

委員長 横田委員。

横田委員 同じく3ページですけども、軽自動車税が7件で462,744円ということで、1人平均の金額が増大してますけども、要因はどういったことでしょうか。

税務課長 軽自動車税の増の要因でございますけども、多数の台数を所有しておられました事業主の方が死亡されまして、相続放棄され、また換価できるような財産がなかったことから処分をおこなったものであり、それによって増加しているものでございます。以上でございます。

委員長

ほかにございせんか。

( な し )

委員長

次に、(2) 避難情報の見直しについて、理事者の報告を求めます。  
真弓安全安心課長。

安全安心  
課長

それでは、2. 各課報告事項(2) 避難情報の見直しについてでございます。  
町が発表します避難情報の変更につながる災害対策基本法の改正が国において  
行われ、去る5月10日に公布、また、昨日5月20日に施行されましたことか  
ら、その主な見直し点についてご説明いたします。

お手元の資料2をお願いいたします。中段あたりの左側が「新たな避難情報等」、  
右側が「これまでの避難情報等」となっております。右側から左側が変わったと  
いうイメージで示されているものでございます。

まず、警戒レベル3についてでありますけども、これまでの「避難準備・高齢  
者等避難開始」が、新たに「高齢者等避難」に変わります。この警戒レベル3は、  
高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をし  
たり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングとされております。次に、警  
戒レベル4については、これまでの「避難指示(緊急)及び避難勧告」が、新た  
に「避難指示」に一本化されます。避難勧告は廃止され、避難指示は、これま  
での避難勧告のタイミングで行うこととされております。次に、警戒レベル5につ  
いては、これまでの「災害発生情報」が、新たに「緊急安全確保」に変わります。  
この状況はすでに安全な避難ができず命が危険な状況ですので、警戒レベル4と  
5の間に示されておりますように、警戒レベル5の情報を待つことなく、警戒レ  
ベル4までに必ず避難することが重要であることが強調されております。

裏面にお移りいただけますでしょうか。次に、避難についてでございます。「避  
難」とは「難」を「避」けることとありますことから、4つの行動が示されてお  
ります。お住まいやご滞在されている場所により、「難」の「避」け方は変わ  
ります。普段からどう行動するか決めておくことが重要であるというイメージが示  
されているものでございます。

なお、今回の見直しにつきましての住民のみなさんへの周知につきましては、6月号広報紙に掲載しますとともに、町ホームページにも掲載してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項（２）、避難情報の見直しについての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（３）証明書交付機の庁舎内設置について、理事者の報告を求めます。福田税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項（３）証明書交付機の庁舎内設置についてご報告させていただきます。資料３をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、１．目的についてであります。証明書等コンビニ交付サービスを利用し、コンビニエンスストアに設置されている証明書交付機を、役場庁舎内に設置することによって、新型コロナウイルス感染症対策として、お客様と職員が対面することなく、住民票等の各種証明書を交付することが可能となり、窓口の混雑の緩和を図るものでございます。次に、２．設置場所につきましては、斑鳩町役場住民課窓口前となります。次に、３．対象の証明書につきましては、現在、コンビニ交付を行っているものと同様で、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書でございます。次に、４．サービス開始時期につきましては、令和４年１月からの開始を予定しております。

なお、設置にかかる予算につきましては、住民課の所管となりますが、６月定例会に補正予算を上程させていただき予定でございます。

以上、証明書交付機の庁舎内設置についてのご報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。



木澤委員。

木澤委員　　コロナ感染対策として接触を少なくするという点では、効果はあるのかというふうに思うんですけども、ただ、それやったらコンビニのほうに直接行かはるん違うかなと思うんですけど、こっちのほうに来はるというのは、窓口があってこっちに来はるのかなと思うんですけど、そこはどう考えてはるんでしょうか。

委員長　　面巻総務部長。

総務部長　　役場のほうの窓口で混雑しますんで、その混雑解消という観点からも今回、役場のほうに設置させていただいて、窓口で時間を短くしていただく、あるいはそういったものを使っていただいて、自分で対面することなくお取りいただくと、そういったことを考えまして設置させていただくものでございます。

木澤委員　　これ、コンビニ交付サービスと同じというのは、昨日も説明してはりましたけど、マイナンバーカードが必要になるんですよね。ない方は使えないということですよね。昨日も言ってはりましたけど、今、マイナンバーカードの普及率3割強ぐらいですかね、なので、費用対効果的にはどうなのかなと思うんですけど。

委員長　　面巻総務部長。

総務部長　　費用対効果ですけど、委員おっしゃいましたとおり、今、3割程度、33%というふうに聞いております。交付率は。今後これにつきましても伸びていくものと考えておりますんで、そういった先を見ました中でこういったことをすることによりまして、いわゆる費用対効果も出てくるのかなと、導入にあたりましては、この財源といたしまして、地方交付税の特別交付税を活用させていただきたい、これにつきましては2分の1、特別交付税が入ることになっておりますので、そういったものも活用させていただきながら、最小のコストでやっていきたいと考えているところでございます、以上です。

木澤委員　　もう1点だけ聞いておきますけども、マイナンバーカードを使わないでこうい

う機械で発行できるシステムというのは、今ないということですか。

総務部長            ございません。

委員長              よろしいですか。

( な し )

委員長              他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
仲村総務課長。

総務課長            総務課から1点、ご報告をさせていただきます。職員採用試験の実施について  
でございます。

令和4年4月1日採用の職員採用試験について、第1次試験につきましては、  
昨年度に引き続き、全職種におきまして、適性検査及び書類選考の2つの方法を  
組み合わせた試験といたします。このうち、基礎能力問題と性格検査で職務適性  
等を測定する目的で実施する適性検査につきましては、新型コロナウイルス感染  
症対策の観点から、7月21日(水)から7月27日(火)までの間、自宅等における  
Web試験方式といたします。また、障害者の方などで、自宅等における  
Web試験による受験が難しい方につきましては、個別にご相談をいただき、ご  
対応をさせていただくこととしております。

次に、募集職種及び受験可能年齢につきまして、障害者を含む一般事務職、土  
木技術職及び考古学技師につきましては、35歳以下として実施することといた  
します。また、保育士・幼稚園教諭につきましては、実務の経験者枠とそれ以外  
とに区分して実施することとし、経験者枠については31歳以上45歳以下とし  
て、経験者枠以外につきましては30歳以下として実施することといたします。  
また、受験区分につきましては、考古学技師は、大卒区分のみ、考古学技師以外  
の職種につきましては、大卒及び短大卒区分で実施することとし、一般事務職等  
における高卒区分の試験につきましては、大卒及び短大卒区分の試験の状況に応  
じ、実施の有無も含め、検討していくこととしております。

なお、試験の概要につきましては、6月号の広報いかるが及び町ホームページ

に關係記事を掲載する予定としております。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

福田税務課長。

税務課長

続きまして、税務課より、令和3年度固定資産税評価替えにおける適正な評価、課税に向けた調査を実施いたしましたので、その結果等についてご報告させていただきます。固定資産税につきましては、3年に1回、評価替えを行っておりますが、今回の評価替えに向け、登記課税連携システム及び固定資産業務支援システムを導入したことにより、新たに登記のデータ等と固定資産税の過去の課税データとの検証を行うことが可能となりました。

検証の結果、過年度更正により税金を返還する必要があったものは、6件（6人）で概算41万7千円、過去の評価等の錯誤等により課税額が上昇するものにつきましては14件（11人）で、概算43万3千円でありました。

これら住民の方に対しましては、4月の納税通知書の送付までに、個別に内容説明させていただき、すべての方にご了承いただいたところでございます。

以上、令和3年度固定資産税評価替えにおける適正な評価、課税に向けた調査結果等についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

栗本教育次長。

教育次長

続きまして、生涯学習課から1点、町民プールの休止につきまして、ご報告をさせていただきます。町民プールにつきましては、更衣室の窓が小さく、換気等が十分に行えない状況であり、また、混雑時などは身体的距離の確保が難しい状況になります。また、遊泳中やプールサイドでは、人と人との接触、あるいは大きな声での会話や歓声など、あらゆる場所、場面で、新型コロナウイルス感染の危険性が高い状態となります。このようななか、新型コロナウイルスは、依然高い推移で感染が続いており、直ちに収束するような見通しも立たないことから、令和2年度に引き続きまして、今年度も町民プールの開設を見送ることとさせていただきますので、当委員会にご報告をさせていただきます。

なお、住民の方々へは、6月15日発行の6月号町広報紙お知らせ版において、

周知する予定となっております。以上、生涯学習課からの報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 職員採用試験なんですけど、聞き逃したかもわからないですけど、面接についてはどう言っていました。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 面接につきましては、現時点是对面での面接のほうを、今、予定しているところでございます。

木澤委員 わかりました。あと、今、職員さんの定数がどうなってて、採用はどれぐらいで考えてはるのか、ちょっとその考え方聞かせてもらえますか。

総務課長 現在の一般職の職員の人数につきましては、再任用短時間職員2人を含め203人となっております。以前のほうから200人を目指してということで、職員数については考えておったということで、現在のところこの人数を維持していくと、200人台程度を維持していくという方針で職員数については想定しているところでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんね。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 教育委員会のほうに確認をさせていただきたいんですけども、以前からこの総

務委員会にも資料を提出していただいて、いろいろ議論もしてきたタブレットの問題ですね、すでに自宅のほうにも1度持ち帰って接続をするというようなところまで試行されているようですけども、タブレットの使用にあたって、保護者の方に同意書を取られていますけども、その意図をちょっと教えていただけますか。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務  
課長

このたび、4月28日から、小学校はタブレットの持ち帰りをさせていただきました。中学校につきましては、4月30日から。連休明けにはもちろん学校のほうに返却をいただくというような形で実施をしたところでございます。

これに先立ちまして、各保護者のほうへ同意書という形で資料をいただいたわけでございますけども、これにつきましては、まずルールを守ってお使いいただくということがひとつ、それとタブレットになりますと接続するのがインターネットになってまいります、このインターネットに接続するにあたりまして、閉じたネットワークではございますものの、個人のメール等々をネット上に接続するというようなこととなりますので、このあたりは同意を得ておくのが望ましいというようなことが、奈良県の教育委員会からも示されてございますので、そういった意味も含めましての同意書でございます。

木澤委員

ルールを設定してそれを承知していただくという点での同意という点ではわかるんですけど、私そのプリントも見せてもらいますと、以前からちょっと気にしていた破損した場合どうするのというところですね、文言の中では「不注意・故意により破損した場合は保護者負担となります」という文言が入っているんですけど、当然故意に壊した場合はそうなるでしょうけども、不注意の場合ですね、普通に使っても壊してしまったときというのは、不注意というのは発生するかどうかと思うんですけど、だからその点について町として、教育委員会としてどう考えてはるのかなと。で、前回の総務委員会で説明していただいたのを読み返してみますと、かなり頑丈なんで落としてもそんなに壊れませんよと、だから壊れた場合の修理等については、町の負担になることが多いと思いますという報告はあったんですけど、ちょっと気になるので、その点も確認させていただきますか。

教委総務  
課長

不注意での破損というようなことでございますけれども、やはり町といたしましては原因者負担が基本というふうに考えてございます。民法におきましても「故意または過失によって他人の権利、または法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」というふうにされてございます。この「故意または過失」、これを口語で言い換えますと、「わざとまたは不注意」となっております。このことから不注意であっても、損害を賠償する責任を負うというふうにされているところでございます。

ただ、不注意というのをひと口で申しあげましても容易に避けることができた損害と、まったく予想しなかった損害というのがあるかと思えます。例えば、タブレットの、前にもお話がありましたからと思えますが、タブレットの横に置いた飲み物をこぼしてしまうというようなケースについて考えてみますと、幼い年代の子どもが飲み物をこぼしてしまうというのは、ある種仕方がないという考えがあるかもしれませんが、そもそも横に飲み物を置かないというような指導も家庭ではできるのではないかと、というふうに考えるところでございます。

このように様々な事例がございますので、個別事案に応じて精査させていただく必要があるかなというふうに考えておりますので、一般論としてこうした場合は行政が、こうした場合は保護者がという線引きをするのではなく、わざとの場合のみを対象とせず、過失であっても事情に応じて補償の対象とさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

木澤委員

そうした考え方というのは、当然出てくると思うんですけど、この同意書ですね、ルールを認知していただくということでの説明等は必要でしょうけど、同意書を取るというのもいいんですけど、同意されなかった場合というのはどう対応されるんでしょうか。

教委総務  
課長

それぞれ保護者のほうに、改めて家庭訪問なり、お電話なり連絡を差し上げて、説明を改めて加えさせていただくというところに対応しているところです。この度の説明が不十分であったという部分については反省すべきところもあるかと思えますけれども、保護者からのご相談には丁寧に対応させていただくというふうに考えてございます。

木澤委員　　これだけではちょっと読み解けない部分もあると思うんで、説明等は丁寧にさせていただきたいと思いますが、最終的に同意しなかったという場合にはどうなるんですか。

教委総務課長　　同意書をいただかなかったという場合に、ただちに持ち帰りを実施しないというようなことはするべきではないかなと考えてございますので、粘り強く保護者のほうへご説明をさせていただくというような形で考えてまいります。また学校ではタブレットの使用というのは当然問題なくさせていただくことはできようかと思っておりますので、そのあたりは保護者のほうへ学校での使用はさせていただくということはお伝えさせていただきたい。また、どうしても端末を持ち帰りいただかないご家庭につきまして、仮に、ご家庭での端末をご利用いただくというのも、これも容認しているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

木澤委員　　持ち帰り云々もあるのかもしれませんが、同意書を出さなかったら使用させないということはないということで、理解しておいていいですか。

教委総務課長　　ただちに使用していただけないというようなことにはしないようにしたいと考えます。

木澤委員　　「ただちに」ということが、ゆくゆくは使用させないという話なのか、そもそもその同意書がないと使用できないんですかという話なんですけど。

教委総務課長　　同意をいただけないポイントですね、少し聞き取りをさせていただいて、そもそもネットにつなぐことができないと、そこに問題があるんだというような保護者の主張であれば、それこそお使いいただくことができないので、その場合にはお使いいただけないというふうな形で私、今、申しあげたところでございますので、単なる補償であったりだとか、使用上のルールについてご理解いただきにくい部分については、ただちに使用しないというふうな考え方ではないかなと思っております。

委員長　　山本教育長。

教育長

ちょっと補足させていただきたいと思うんですけど、そもそもという形で、今課長のほうからも話がございましたように、この同意をいただけないという保護者の方数人おられます。今、学校のほうでも説明いただいて、90%、99%、ご理解いただいているかなと思うんですけど、なぜ同意していただけないのかの部分に触れて話をさせてもらいたいと思うんですけども、ただ、保護者の方にもいろいろ思いがあると思うんですけども、これは教育という形でやらせてもらいますんで、細かく書きますと漏れてくる部分がございます。少し枠を大きくして書かせてもらっているんですけど、雑駁に言えば、先ほどご理解いただいているという故意につきましては、放り投げるとか、石をぶつけるとか、お風呂の中に、池の中に投げるとか、そういうのが故意だと、そもそもパソコンのところにジュースを置くこと自体が不注意であるという教育を、子どもたちには先生方からしてもらいます。教育ですので、していいこと、悪いこと、守ること、それからこういうことをしたらこうなるよということを危険を予測してやること、これも教育の一環として先生方にもお願いしているところです。保護者の方は学校の応援団としてご理解ください、もしくはお願いしますというスタンスでお願いしているところがございます。というのは、教育がパソコンを導入しないと、家庭での協力が得られないと、なかなかできない、そこで同意書、なぜ同意書が必要やねん、という話もあるわけなんですけど、同意書を交わすことによって、保護者と子どもと学校の三者の中でやはり約束事ができる。その約束事のなかで、決まりとしてやっていきましょうねというひとつの鍵であるという捉え方をさせていただいて、どうかご理解いただくというのが本筋ですので、出さなかったら使わないうのかという話になりますと、被害を被るのは子どもになりますんで、そこは丁寧に説明していきたいと思っております。

木澤委員

当然、お互い認識をすり合わせるとか、理解不足のところはいろいろ意見交換してということは必要ですけど、そもそも最初に課長おっしゃったように、法的に過失がどうなるかというところが決まっていたりとか、当然それで対応していくわけですから、最終的に同意書があろうがなかろうがやっぱりきちっと使ってくださいということで、私は理解したいと思うんですけど、そういうことじゃないのかなと。



教育長

たぶんその議論というのは、今、委員がおっしゃったような駁というのは各市町村でもあろうかと思えます。そこでご理解いただくのは何かというと、じゃあいらないんじゃないかという話になってこようかと思えます。じゃあもともと不要論が出てまいりますし、じゃあ逆に同意書がなんでここに存在するのかということをご理解いただいて、ただ、われわれの思いとしましては、子どもが学びが遅れる、1人の子どもがそういうことが学びが遅れるということに活用する同意書ではございません。これはあくまでも子どもに自覚をもって行動させる、教育委員会としてこういうことについて責任を持って指導します、保護者の方は学校の教員の目が届かないところでお力を貸してくださいというところのひとつの証、といったらちょっと大げさになるんですけど、そこはご理解いただいて堅い話ではなく、そこはご理解いただきたい、スムーズな、斑鳩町の子どもたちの学びの保障ができますようにご理解いただきたいと思えます。

木澤委員

たぶん、お互い言っていること違うこと言っていないけど、言葉の違いでなんかちょっと今すれ違いになっていると思うんですけど、だから同意書を取るのが悪いとかやめなさいとか言っているんじゃないです。取って進めようという。先ほどおっしゃったように堅いものじゃないと、だから言うたら「それ、あなた書いたでしょ」といって言質を取るようなものじゃないですよということは、お互いそう思っていると思うんですけど、そうして最終的に出てこない方に対しても使わさないというようなことでもないという認識さえ確認できれば、それでいいんですけど。

教育長

持ち帰りにつきましては、一定ラインは引きたいなど。ただ、そのパソコンを使えないというものではありませんので、学校で使ってもらうことは可能です。ですから放課後使ってもらう、家庭で使えない分を放課後活用してもらう、予行時間に使ってもらう、これは大いに可能です。ですからそのパソコン自体を使えなくするのではなくて、ご家庭で使うときにはという意味でご理解ください。

だから使わさないという話になりますと、結論を申しますとお貸しできなくなると。そこは頭をさげてご理解いただくというのが本意です。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午前9時41分 休憩 )

( 午前9時42分 再開 )

委員長

再開いたします。

ほかにございませんか。 伴議長。

議長

ちょっと視点が違うて、今、ずっと議論聞いてて、今の議論の中で、家に持ち帰る、それは放課後パソコンの勉強をせなあかん、宿題がそういう形になっているのか、今の教育の状況といいますか、持って帰らんでもええ方もおられりや、ちょっとその辺教えてもらえますか。それがちょっと不思議ですねん。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務  
課長

この持ち帰りにつきましては、まだこのGIGAスクールというのは、ハード整備が完了したところがございますので、これから内容というのは深まってくる部分でございます。ただ、そこで想定されておりますのは、このタブレットに接続して、ネット上に保存した課題に取り組んでいただく、というような形もひとつ想定されておりますので、お持ち帰りいただいて、タブレットを開けて宿題をするというののもひとつ考えられましようし、また学校との連絡のツールにも使えるというような形もちろん想定されてございます。こうしたところを想定して持ち帰りというようところが、今検討されているところでございます。

議長

確かに、昨年、長期の休校の時期があった、そういうときに必要なかなと、はじめ私はそのように思っておったんですが、やはりある程度の期間はかかるかもわからんけど、これぐらいの時期には学校に行かんでもそういう休校時には授業ができる、授業が全部の科目はでけへんと思いますけど、特定の科目はできるというのが、そのためにタブレットというイメージやってんけど、そのあたりはどうでんの。

教委総務  
課長

このGIGAスクール構想のハード整備につきましては、当初の計画ですと、もう数年かけて実施されるというような、国の補助金等々も含めて、もう数年かけての整備ということが想定されておりましたが、昨年度、新型コロナウイルス感染症の休校措置等々を受けまして、前倒し実施することで、先ほど議長おっしゃいました休業時のオンライン授業、こうしたことにも対応できるようにというような形での目的で前倒しされたものでございます。従いまして、今、揃えてございます機器でもってオンライン授業というのは可能となっております。従いまして、あとは教員のトレーニングを合わせて必要になってこようかと思っておりますので、このあたりはできるだけ早期に実現していく準備を整えていくような形で考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長

伴議長

議長

最後に。どんなことでも、特に新しいことする場合は、期限を決めないとなかなかでけへんと。人間というのは、現状というものを継続していくという習性がありますので、そのあたり、期限を決めて、そしてと取り組んでいただきたいと、それだけ申しておきますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長

ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

( 午前9時47分 閉会 )